

全国理事会・全国
評議員会合同会議

20年度事業計画を決定

地方私学助成の現況報告も

本連合会の第百五十六回全
国理事会・第百二十九回全国
評議員会合同会議が三月十一
日、東京・市ヶ谷の私学会館
で開かれ、平成二十年事業
計画、同予算が原案通り承認
された。

校の平成十九年度の生徒数が
確定し、収入額が決定したこ
とによる補正。
部会・委員会報告では、私

学助成委員会から、各都道府
県の平成二十年当初予算案
における私学経常費助成の補
助単価の最新状況が報告され
たが、全国の三分の一の県で
補助単価が前年度に比べ減額
するなど厳しい状況で、とり
わけ私立小・中学校には厳し
い状況が明らかになった。

このほか生徒収容委員会か
らは全国生徒収容対策会議を
二月に開催したこと、公立高
校の二次募集が問題となった
一方で、公立立高校が協調路
線を模索する動きも見られた
ことなどが報告された。制度
・調査部会からは、昨年の通
常国会で成立した改正地教行

法が四月から施行されるた
め、私学の独自性を守る観点
から何かあれば日私中高連事
務局に連絡してほしいとの説
明があった。日本私学教育研
究所からは六月五・六日、都
内で開催予定の平成二十年
度「私学経営研修会」への積極
的参加が要請された。

全国評 議員会 吉田晋・新会長を承認

新年度の事業は大筋では前
年度の事業を踏襲したものだ
が、教育改革等への対応等に
関して、財団法人日本私学教
育研究所と連携を深め、私学
補正予算案は、私立中学高

合同会議に先立ち第百二十
八回評議員会が三月十一日に
同じ私学会館で開かれた。こ
の会議は、昨年十二月十一日

表明した吉田次期会長は、「生
徒減少、財政再建による私学
助成の抑制、国の私学助成が
増額されても都道府県段階で

私学助成が減額される状況、
昨今の数々の私学バツシン
ク、公立中高一貫教育の全国
展開など、私立中学高校を取

り眷く情勢は厳しさを増して
いる。しかし私学の先達は今
以上に厳しい状況の中で私立
学校の経営・教育を行ってき
た。先達たちのDNAを引き
継ぎ私学振興に向け諸環境の
整備に努力したいと語った。



新会長就任が承認され、あいさつする吉田会長



3月11日の第15回常任理事会

の全国理事会
で選出された
吉田晋次期会
長(任期は平
成二十・二十
一年度)につ
いて全国評議
員会に承認を
求めるもの。
その結果、満
場一致で吉田
新会長が承認
された。所信

また三月十一日には第十五
回常任理事会も開かれた。平
成十九年度事業中間報告案に
ついては、その後の合同会議
で報告されることから、省略
され、主に部会・委員会報告
等が行われた。このうち事務
局からは四月は旧年度任期最
後の常任理事会が開かれるこ
と、五月二十日には全国理事

会、全国評議員会は新年度の
役員により行われることや、
会計処理規定の見直しが提案
され、了承された。また田村
会長が尾崎事務局長が平成十
九年度末をもって事務局長を
退任すること、後任には福島
次長が昇格することなどを報
告した。このほか私学研修福
祉会に貸し付けている資金の

一部について福祉会から返済
の申し出があったことが説明
され、了承された。
中高連事務局異動
本連合会は四月一日付で事
務局人事の異動を発令した。
異動内容は次の通り。カッコ
内は前職▽参与(事務局長)
尾崎輝雄▽事務局長(事務局
次長) 福島康志

尾崎事務局長退任、後任に福島 了承

影響大きい公立高校2次募集

全国生徒収容対策会議 開催

本連合会の「平成十九年度二月二十八日、東京・市ヶ谷の全国生徒収容対策会議」が二私学会館で開かれ、都道府県の私学協会長ら約五十人が出席した。この会議は、中学校卒業生数の長期低落傾向が続く中で公立高校の入学者選抜の改革動向や生徒受け入れをめぐる公立高校間の折衝状況等について情報交換、意



2月28日の全国生徒収容対策会議

見交換するもの。本連合会の調査結果や都道府県代表者らの報告から、複数の県で私学関係者は公立高校の二次募集等により対応に苦慮していることなどが明らかになった。公立高校の二次募集は、推薦入試、一般入試で募集定員を充足できなかった公立高校が三月下旬に行う生徒募集。選抜日、発表日が三月下旬と遅

いことから、私立高校に入学の手続きを済ませている生徒が受験、新学期直前の三月末になって大量に私立高校の入学予定者が入学を辞退するというケースもあり、私学協会長らからは「多い学校では六十人も引き抜かれた」「特進クラスの半分以上の生徒を取られた」などのケースが報告された。本連合会の調査では、複数の県の私学協会が「公立高校の二次募集」「公立の再募集の際、私立の入学予定者が数名抜ける。再募集の撤回を求める」「公立の二次募

集で私立の入学予定者が大量に引き抜かれること」などを課題に挙げている。公立高校は、受験機会を拡大する傾向にあり、大半の県では三回、東京や愛知のように四回という地域もある。また公立高校の中には受け入れ生徒数が定員を超えている学校もあり、公立高校の学区が撤廃されて全県一学区となることが合わせて私立高校にとって大きな問題となっている。

さらに公立の中等教育学校の拡大も懸案事項の一つとなっている。公立中等教育学校は学力検査を行わないこととされているが、本連合会の調べでは、大半の県の中等教育学校では適性検査との名称で実質的な学力検査が行われており、保護者も有力大学への進学に期待を募らせており、受験産業も注目している。加えて公立高校の受験機会が増え、選抜方法も多様化したことから入学選抜は複雑化、長期化している。首都圏では私立高校側が入試日程を一定期間内に集約することを公立側に提案しているが、実現はしていない。

学習指導要領

本連合会は三月十三日付で、中学校学習指導要領案に対する意見書を文部科学省に提出した。意見書では中学校についても高校に準じ大綱化

運用を、既存の私立中高一貫校にも準用することができるよう特段の配慮を図ること。学習指導要領の最低基準性を徹底し、学習指導要領はできるだけ大綱の規定

本連合会が教育改革に相次ぎ意見書

中教審大学分科会が三月二十五日に策定すること。高大接続テスト(仮称)については、生徒の負担増、高校現場の混乱を招き、高校関係者の理解は得られにくい。当面、各大学は良識に沿ってAO入試を本来的趣旨に立ち戻って実施することなどを要望する予定。

教員免許更新講習

本連合会は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案と免許状更新講習規則案に対して、三月十三日付で意見書を文科省に提出した。意見書では、更新講習の内容に

学士課程教育の構築

独自の内容が織り込まれること。講習開設者の資格等に関して、地方で受講機関が限られることがないよう日本

・弾力化を図り、授業時数の学年配当を標準扱いにすることにより、各学校の裁量の余地を認めること。また法令上の中高一貫教育校に認められている教育課程編成の弾力的

にどうも、個々の教育内容については学校現場の裁量で取り扱うことができるように徹底することなどを要望した。このほか財政措置等への配慮も要望した。

見書では、更新講習の内容に

私立教育研究所と各都道府県私学協会等の連携等による開設を可能とすること。講習の免除では私学団体による被表彰者も対象とすること。そのほか私立学校に発生が予想さ

日本私立中学 高等学校連合会

平成20年度事業計画

日本私立中学高等学校連合会は三月十一日に東京・市ヶ谷の私学会館で全国理事会・全国評議員会合同会議を開き、平成二十年の事業計画を決定した。二十年度の事業計画(全文)は次の通り。

私立学校を取り巻く情勢が激変する中で、本連合会は、私立中学校、高等学校および中等教育学校教育の振興を図るため、加盟団体および関係諸団体との緊密な連絡提携のもとに、会則に定める「目的および事業」に基づき、次の事業活動を積極的に推進する。

1. 私立学校教育の振興充実に関すること
- ① 私立高等学校等経常費助成費等補助金は、それを構成する一般補助、特別補助等それぞれを充実を通して総額の拡充を図る。
- ② 理科教育、産業教育等の教育条件の改善充実に對する補助金の充実に関すること
- ③ 私立定時制高等学校生徒の修学環境の充実に資するため、日本私学教育研究所補助金の拡充を図る。
- ④ 日本私立学校振興・共済事業団の出資金および財政投融資資金ならびに長期給付に對する補助金の維持・充実に関すること
- ⑤ その他、私立学校教育の振興に必要な補助金の確保を確保とその増額を図る。
- ⑥ 私立学校教職退職金を都道府県による補助財源の確保を図る。
- ⑦ 私立学校振興会に對する補助財源の確保を図る。
- ⑧ その他、都道府県による私立学校の振興に必要な補助財源の確保を図る。
- ⑨ 地方における私学振興運動を積極的に支援する。
- ⑩ 私立学校関係法制改正に関すること

国庫補助の総額拡充 教育改革等に対応、必要な対策

- ① 私立高等学校等経常費助成費等補助金は、それを構成する一般補助、特別補助等それぞれを充実を通して総額の拡充を図る。
- ② 理科教育、産業教育等の教育条件の改善充実に對する補助金の充実に関すること
- ③ 私立定時制高等学校生徒の修学環境の充実に資するため、日本私学教育研究所補助金の拡充を図る。
- ④ 日本私立学校振興・共済事業団の出資金および財政投融資資金ならびに長期給付に對する補助金の維持・充実に関すること
- ⑤ その他、私立学校教育の振興に必要な補助金の確保を確保とその増額を図る。
- ⑥ 私立学校教職退職金を都道府県による補助財源の確保を図る。
- ⑦ 私立学校振興会に對する補助財源の確保を図る。
- ⑧ その他、都道府県による私立学校の振興に必要な補助財源の確保を図る。
- ⑨ 地方における私学振興運動を積極的に支援する。
- ⑩ 私立学校関係法制改正に関すること

- ⑦ 義務教育無償の原則(憲法第26条第2項)の趣旨に沿った措置が私立小・中学校に對しても実施されるべきことを要請する。
- ⑧ 私立学校の特色ある教育助成に對する補助財源の増額を図る。
- ⑨ 日本私立学校振興・共済事業団に對する補助財源の確保とその増額を図る。
- ⑩ 私立学校教職退職金を都道府県による補助財源の確保を図る。
- ⑪ その他、都道府県による私立学校の振興に必要な補助財源の確保を図る。
- ⑫ 地方における私学振興運動を積極的に支援する。
- ⑬ 私立学校関係法制改正に関すること

「地方交付税制度」を検証し、私学助成財源のあり方を検討する。

(4) 学校教育に對する公費支出のあり方の検討
公立学校間での公費支出の格差是正方策を検討する。

(5) 都道府県の私学助成に關する対策
ア. 私立中学校、高等学校等におよび中等教育学校に對する都道府県による経常費助成の財源の確保を図る。

(6) 私立学校に關する諸改革に關する対策
「教育改革」規制改革一

ア. 私立中学校、高等学校等に對し、必要な対策を講ずる。

(7) 私立中学校教育の振興に關する対策
ア. 義務教育に對する公費支出のあり方について検討を行う。

(8) 私立中学校教育の振興に關する対策
ア. 義務教育に對する公費支出のあり方について検討を行う。

イ. 私立中高一貫教育について実態を把握し、教育課程のあり方等について検討を行う。

ウ. 私立学校の立場から小・中学校の接続のあり方についての検討を行う。

エ. 国公立中高一貫教育の設置拡大について対策を検討する。

オ. 私立中高一貫教育に係る当面する諸問題について検討し、意見表明等必要な対策を行う。

カ. 私立学校関係法制改正に關すること

キ. 私立学校の健全な発展を図

ク. 私立学校関係法制改正に關すること

コ. 私立学校の健全な発展を図

るため、私立学校の教育および経営に関する諸問題について、調査研究を推進し対策を講ずる。

(1) 調査活動

加盟団体等に対する情報の提供ならびに本連合会の活動の推進に必要な基礎資料を収集整備するため、次の調査・研究資料の収集および報告書の作成を行う。

ア. 私立中学高等学校実態調査の実施とその報告書の作成

イ. 都道府県私立学助成状況調査の実施とその報告書の作成

ウ. 全国私立中学高等学校名簿の作成

エ. 調査研究資料の収集

オ. その他、必要に応じて行う調査の企画・実施

(2) 私立学校に関する制度等の研究および対策

私立学校に係る法令・制度等の調査、研究を行うとともに、当面する諸問題について検討し、必要な対策を講ずる。

ア. 私立学校法、私立学校振興助成法等私立学校に係る法令、条例、制度等の検討を行うとともに、必要に応じて

対策を講ずる。

イ. 改正教育基本法の施行に伴う私立学校関係の各種法令、制度等の見直しに対応し、必要な対策を講ずる。

ウ. 私立学校の教育課程に関する調査、研究を行う。

エ. その他私立学校教育に係る当面する諸問題について検討を行う。

(3) 生徒収容に関する対策

各都道府県の私立学校の収容計画ならびに公立高等学校協議会の対策に資

するため、調査研究を行うとともに、文部科学省への要望、

都道府県私学協会等への情報提供等を行う。

ア. 生徒収容に関する課題の検討

① 公立高等学校協議会の運営に関すること

② 入学者選抜の方法および実施期日に関すること

③ 中学校の併設等に関すること

④ 生徒数の動向に関すること

イ. 各都道府県における生徒収容と公立高等学校協議

会の実態に関する調査の実施とその報告書の作成

ウ. 全国生徒収容対策会議の開催および運営

(4) 国際交流に関する対策

ア. 日本教育連盟による第24回日韓教育文化交流事業に参加する。

イ. 国際教育交流に関する情報・資料の収集と整備を行う。

(5) その他緊急事項に関する調査研究および対策

3. 加盟団体との連絡提携

本連合会を構成する各都道府県私学協会と情報の共有化を進め、連絡提携を強化する。

4. 広報活動

私立学校教育の振興のため関係機関等への広報活動を積極的にを行う。

(1) マスコミへの広報活動

(2) 機関紙「私学時報」の発行

(3) 全私学新聞との提携

(4) 広報活動のあり方の検討

5. 組織・運営

本連合会の維持・運営の簡素化・効率化のため必要な検討・見直しを行う。

6. 予算・決算

本連合会の予算の編成と執行について審議を行う。

7. 財団法人日本私学教育研究所 (白私教研)

(1) 財団法人日本私学教育研究所が実施する学校教育および私学経営に関する調査研究なら

びに研修事業を全面的に支援し協力する。

(2) 財団法人私学教育研究所の運営・資産の処理(八王子跡地)について、本連合会の立場から検討し必要な提言・支援を行う。

(3) 財団法人私学教育研究所が開設を予定している「教員免許更新講習」について、その円滑な実施に向けて同研究所と連携の下に懸案事項を検討し、必要な提言・支援を行う。

8. 関係団体との連絡提携

(1) 全国私立学校審議会連

合会、全国私立工業高等学校長会、全国私立看護高等学校協会、全国私立高等学校定時制連絡協議会、日本私立中学校高等学校保護者会連

合会、日本私立学校振興・共済事業団、私学研修福祉会、全国私学振興会連合会、全私学連合、日本教育連盟、環太平洋私学教育連合会、その他教育関係団体と連絡提携する。

(2) 私立の初等中等教育の充実発展のため、日本私立小学校連合会と緊密な連携を図る。

9. 周年事業

実行委員会を中心に本連合会創立60周年記念事業を推進する。

10. その他の事業

(1) 生徒の表彰

加盟団体に所属する各中学校高等学校の卒業生に対し会長名による表彰状の贈呈を行う。

(2) 各種保険に関する事業

ア. 私立学校賠償責任保険

イ. 学校法人傷害保険

ウ. 私立学校法定外労災保

険

(3) 私学ボランティア基金に関する事業の促進

11. 会議の開催

会則・施行細則、規則等に基づいて、本連合会の運営と事業の遂行に必要な会議を開催する。

(1) 全国理事会 原則として年2回開催(5月・3月)

(2) 全国評議員会 原則として年2回開催(5月・3月)

(3) 常任理事会 原則として年間計画に基づいて開催

(4) 監事会 年2回開催

(5) 正副会長会 常設 必要に応じて開催

(6) 運営役員会 常設 必要に応じて開催

(7) 部会・部会委員会 常設 必要に応じて開催

(8) 理事・監事・評議員・事務局長会議 必要に応じて開催

(9) 全国協会会長会議 必要に応じて開催

(10) 全国事務局長会議 必要に応じて開催

(11) その他の会議 必要に応じて開催

生徒収容に関する課題検討 創立60周年記念事業を推進

新学習指導要領を告示

移行措置
案も公表

文部科学省は三月二十八日、学校教育法施行規則の一部を改正する省令ならびに幼稚園の新教育要領、小学校と中学校の新学習指導要領を告示した。今回の改訂はすでに明らかになっているとおり、教育基本法改正等で明確となった理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心と健やかな体を育成することなどを柱にしている。

具体的には小・中学校では、言語活動や理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動、外国語教育の充実等を行う。

新学習指導要領は、中学校では平成二十四年度から全面实施となるが、二十年度は周知期間、二十一年四月一日から移行措置が実施される。同省では四月二十四日に小・中

学校の新学習指導要領の移行措置案を公表。パブリックコメントを経て決定する。

中教審「教育振興基本計画」で答申

中央教育審議会は四月十八日、文部科学省内で開いた総会で、教育振興基本計画に関する審議を終了し、「答申」として渡海紀三朗文科相に手渡し

た。五月か六月に閣議決定される「教育振興基本計画は、中教審答申を基に与党や各省調整を経て策定されるが、財

務省との調整では教育投資に絡む事項が大きな焦点。財務

動」については、新学習指導要領の規定を前倒し実施。また算数・数学、理科を除く各

学士課程「審議まとめ」 教育で

中央教育審議会大学分科会は三月二十五日、学士課程教育の構築に向けて」と題する審議報告をまとめた。今後関係団体から意見聴取などを行った後、答申にまとめる。うち高校に関係深い事項では、推薦入試・AO入試における学力把握措置の実施促進、A

高校と特別支援学校の学習指導要領については、今年秋を目途に改訂される予定。

新講習の 試験事業公表

文科省、101大学等
プログラムを採択

二月末日までに応募申請した大学等の試行事業がすべて採択された。

講習内容は大学等の特徴や地域性を活かし多形で、受講方法も対面式のほか、インターネットを活用したテレビ会議システム、離島を多く抱える鹿児島県では水産訓練船による洋上講習が開講されるなど複数の方法が研究される。

文部科学省は四月九日、百一の国公私立大学等に教員免許更新講習のプログラム開発・試行等を委託することを公表した。

教員免許更新講習は平成二十一年度から始まる。今回は

私学助成は「推進」に後退 保証指摘

通し今後五年間(平成二十一年度から二十四年度)に総合的に取組むべき施策七十五項目の施策を列挙したが、五年間で達成を目指す数

を重点的に形成、大学等の国際化を推進する。具体的には七十五項目の施策を列挙したが、五年間で達成を目指す数

日本善行会 平成20年度春季善行表彰 私立中 高関係16の個人・団体決定

社団法人日本善行会(川村 正な審査の結果、日本私立中 皓章会長)は、このほど平成 学高等学校連合会が推薦した 二十年度春季善行表彰者を決 個人・団体七件を含めて私立 定した。表彰推薦者約五百人 中学高校関係では十六件の個 の中から選考委員会による厳 人・団体が表彰されることに 留となった個人・団体には感

謝状が贈られる。感謝状とな った個人・団体は今後も数年 にわたり善行を継続すると、 再度、表彰の対象となる。 私立中学高校関係の善行者 表彰者は次の通り。敬称略。

- ▽岩手高校アニス部▽青少 年善行・団体▽桜の聖母学院 中学校高校▽国際貢献・団体 ▽佐藤友香(樹徳高校)▽青 少年善行・個人▽戸板中学校 体▽大分高校進学クラス▽青 少年善行・団体▽明誠学院高 校チアリーディング部▽青少 年善行・団体▽広島工業大学 高校▽青少年善行・団体▽慶 誠高校▽青少年善行・団体 体▽長崎女子商業高校▽青少 年善行・団体▽仙台白百合学園 中・高生徒会▽国際貢献・団 体

五井平 和財団 国際ユース作文 コンテスト開催

文部科学省所管の財団法人 五井平和財団(西園寺昌実会 長)では、今年も「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化の十年」を記念し、ユネスコと共催で国際ユース作文コンテストを開催する。

▽テーマ「より良い社会をつくるための私のプロジェクト」
▽募集部門「子どもの部(小中学生)、若者の部(高校生から二十五歳まで)」
▽字数数「日本語で応募の場合、一六〇〇字(四〇〇字詰

原稿用紙四枚)以内。
▽応募方法「郵送かEメールで六月三十日(月)必着」
▽応募先・問い合わせ先「和財団「国際ユース作文コンテスト」係 20030326 5)20071 essay@go.jp aace.or.jp 要項の詳細は次のURLアドレス参照。 http://www.goipeac e.or.jp/japanese/ho/essay2008.html

第39回博報賞推薦受け付け開始

財団法人博報児童教育振興会(近藤道生理理事長)では、昭和四十五年の設立以来、児童・生徒に対して優れた教育活動をしている団体・個人に博報賞を贈呈しており、今年も推薦を受け付けている。 推薦対象部門「国語・日本

語教育部門、特別支援教育部門、日本文化理解教育部門、国際文化理解教育部門、教育活性化部門の五部門。 推薦者「教育長、学校長、会長、教育関係団体代表、学識経験者。(自薦は不可) 推薦方法「所定の推薦書を 推薦受付期間「五月一日

用いて郵送する。審査資料として、実践記録、刊行物、映像資料、学校要覧などを添付する。 博報賞の贈呈数「五部門合計で二十五件前後。それぞれ賞状と副賞百万円を贈呈。 推薦受付期間「五月一日

編集後記

でなく、地球温暖化対策にも 寄与しているところである。 これは、昔からの職人技術と科学とが融合し、産業や環境エコロジーに結びついた一例と言える。 ここでは、趣味と職業を並列に見る遊び心が媒介となっている。 つまり、発想を柔軟にし、 物事を発展させるには遊び感覚が必要なのである。

(木) 五月三十一日(土) 贈呈式「十一月十四日 (金)、東京で開催。 推薦書送付先・問い合わせ先「(財)博報児童教育振興 会 〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-7 A TT新館8階 2003(05 70) 5008

6月5・6日に私学経営研修会

財団法人日本私学教育研究所は六月五・六の両日、東京・新宿区のリーカロイヤルホテル東京で平成二十年度の私学経営研修会を開催する。研究のねらいは「私学の未来」―変革期に対応する私学教育

(私学力)―。私立中学校を対象に、二百十人の理事長、校長、副校長、教頭等の参加を募っている。初日は、開会式に続いて、ジャーナリストの櫻井よしこさんによる基調講演「教育が

拓く未来」。私立中学校の要望もあり、私立学校の教員を対象とした免許状更新講習の開設を昨年度より検討してきた。このたび、文部科学省から大学と同様に教員免許更新講習を開設できる団体として認定された。

高等学校連合会の吉田晋会長による講演「私学情勢について」で、休憩後、「私学の未来―変革期に対応する私学教育(私学力)―」をテーマに、パネルディスカッションが行われる。パネリストは、朝日新聞の氏岡真弓・編集委員、本間勇人・本間教育研究所長、實吉

幹夫・東京女子学園中学・高校理事長・校長の三人。コーディネーターは鈴木康之・水戸女子高校校長が務める。その後は教育懇談会。二日目は、日本私学教育研究所の山路進・主任研究員による講演Ⅱ「教員免許更新講習の動向と私学の対応」。その後は「私学力の向上に

向けて―私学の自主性・個性の追求―」をテーマに、教員養成、教育の独自性、学校評価、高大接続の四つをサブテーマに、グループ・ディスカッションが行われ、終了後、各グループから協議内容が報告される。二日目は午後三時前に終了の予定。

教員免許状更新予備講習を開催

平成19年6月に新しい「教育職員免許法」が成立し、平成21年4月よりの教員免許更新制が導入されることになった。平成20年度には、教員免許状更新予備講習を実施することになった。この予備講習は、21年度からの更新講習と同様の講習を受講、試験を受け認定されることにより、平成21年度からの免許状更新講習が免除されるもの。

本研究所は、文部科学省免許状更新講習プログラム開発事業」に採択され、講習会の教材開発および講習会開設にあたっての予備的な調査活動を実施する。加えて、この試行プログラムとは別に、私立

本研究所は、文部科学省免許状更新講習プログラム開発事業」に採択され、講習会の教材開発および講習会開設にあたっての予備的な調査活動を実施する。加えて、この試行プログラムとは別に、私立

更新予備講習」の講習受講者の受講料及び受講にかかる交通費などの経費については、教員免許が個人の資格であることを考えれば、本人負担が原則となる(文部科学省)。また、今回は、東京および大阪で開催するが、この2回の講習内容は同じなため、どちらか都合の良い日程に参加頂きたい。

更新予備講習」の講習受講者の受講料及び受講にかかる交通費などの経費については、教員免許が個人の資格であることを考えれば、本人負担が原則となる(文部科学省)。また、今回は、東京および大阪で開催するが、この2回の講習内容は同じなため、どちらか都合の良い日程に参加頂きたい。

更新予備講習」の講習受講者の受講料及び受講にかかる交通費については、教員免許が個人の資格であることを考えれば、本人負担が原則となる(文部科学省)。また、今回は、東京および大阪で開催するが、この2回の講習内容は同じなため、どちらか都合の良い日程に参加頂きたい。



更新予備講習」の講習受講者の受講料及び受講にかかる交通費については、教員免許が個人の資格であることを考えれば、本人負担が原則となる(文部科学省)。また、今回は、東京および大阪で開催するが、この2回の講習内容は同じなため、どちらか都合の良い日程に参加頂きたい。

東京会場
1. 開催日時 平成20年7月31日(木)～8月2日(土)の2泊3日(合宿研修)
2. 会場 海外職業訓練協会研修センター(OVTA:オプタ)
〒261-0021 千葉市美浜区ひび野1丁目1番地
TEL 043-276-0211(代表)
※東京駅からJR京葉線乗車約30分:「海浜幕張」駅下車徒歩5分

大阪会場
1. 開催日時 平成20年8月17日(日)～8月19日(火)の2泊3日(合宿研修)
2. 会場 大阪ガーデンパレス
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35
TEL 06-6396-6211(代表)
※新大阪駅からシャトルバス約3分または徒歩約15分

対象者
【私立学校10年経験者研修】
平成20年度現在、10年を標準とする本務教員在職者および学校長が推薦する者
【教員免許状更新予備講習】②教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項(18時間)
生年月日が下記区分に該当する教諭に限る。(更新講習修了確認期限が平成23年3月31日の者) ※養護教諭は本講習の対象外
昭和30年4月2日～31年4月1日
昭和40年4月2日～41年4月1日
昭和50年4月2日～51年4月1日